

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成19年5月17日(2007.5.17)

【公表番号】特表2003-503437(P2003-503437A)

【公表日】平成15年1月28日(2003.1.28)

【出願番号】特願2001-507432(P2001-507432)

【国際特許分類】

A 61 K 8/00 (2006.01)

A 61 Q 5/12 (2006.01)

A 61 Q 5/02 (2006.01)

【F I】

A 61 K 7/08

A 61 K 7/075

【手続補正書】

【提出日】平成19年3月15日(2007.3.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】水性媒体中に、(i)高分子量炭化水素材料の乳化粒子と、(ii)数平均分子量200～500を有する炭化水素油、周囲温度で $3\text{ m}^2/\text{s}$ 以下の粘度を有する脂肪エステル、およびそれらの混合物から選択される頭髪コンディショニング用油脂材料とを含む頭髪トリートメント組成物であって、ここで(i)対(ii)の重量比が1:10～1:1の範囲内にある、前記組成物。

【請求項2】脂肪エステルがグリセロールのモノ-、ジ-、およびトリ-エステルからなる群から選択される、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】炭化水素材料(i)がペルアルキル(アルケニル)炭化水素樹脂であることを特徴とする、請求項1または請求項2に記載の組成物。

【請求項4】ペルアルキル(アルケニル)炭化水素樹脂が式:



[式中、mは1-5000、好ましくは2-2500であり、Rは-CH(CH₃)₂または-C(CH₃)=CH₂である]のポリイソブチレン材料であることを特徴とする、請求項3に記載の組成物。

【請求項5】1種または複数の洗浄用界面活性剤を含む頭髪シャンプー組成物であることを特徴とする、請求項1から4のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項6】更に、カチオン性多糖ポリマー、カチオン性デンプン誘導体、カチオン性グアー誘導体及びカチオン性ポリアクリルアミドからなる群から選択されるカチオン性ポリマーである付着助剤を約0.01-約5重量%含むことを特徴とする請求項5に記載の組成物。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

適当な頭髪コンディショニング用油脂材料は一般に、周囲温度で約 $3\text{ m}^2/\text{s}$ (3,0

0.0, 0.00 c s t) 以下、好ましくは約 $2 \text{ m}^2 / \text{s}$ (2, 0.00, 0.00 c s t) 以下、より好ましくは約 $1.5 \text{ m}^2 / \text{s}$ (1, 5.00, 0.00 c s t) 以下の粘度を有している。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0051

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0051】

本発明に使用される適当なアルキルポリグリコシドは市販されており、例えば、S e p p i c 製の O r a m i x (商標) N S 1 0 、 H e n k e l 製の P l a n t a r e n (商標) 1 2 0 0 及び P l a n t a r e n (商標) 2 0 0 0 などの名称の材料がある。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0071

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0071】

本発明の頭髪コンディショナーに使用され得る適当なカチオン性界面活性剤は、セチルトリメチルアンモニウムクロリド、ベヘニルトリメチルアンモニウムクロリド、セチルピリジニウムクロリド、テトラメチルアンモニウムクロリド、テトラエチルアンモニウムクロリド、オクチルトリメチルアンモニウムクロリド、ドデシルトリメチルアンモニウムクロリド、ヘキサデシルトリメチルアンモニウムクロリド、オクチルジメチルベンジルアンモニウムクロリド、デシルジメチルベンジルアンモニウムクロリド、ステアリルジメチルベンジルアンモニウムクロリド、ジドデシルジメチルアンモニウムクロリド、ジオクタデシルジメチルアンモニウムクロリド、タロウトリメチルアンモニウムクロリド、ココトリメチルアンモニウムクロリド及び対応するそれらの水酸化物である。別の適当なカチオン性界面活性剤としては、C T F A 名称でクアテルニウム - 5 、クアテルニウム - 3 1 及びクアテルニウム - 1 8 と呼ばれている材料がある。上記材料のいずれかの混合物も適当である。本発明の頭髪コンディショナーに使用するための特に有用なカチオン性界面活性剤は、例えば H e n k e l から D E H Y Q U A R T (商標) として市販されているようなセチルトリメチルアンモニウムクロリドである。